様式第６（第５条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

　　次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

　　　　　令和　　年　　月　　日

令和６年４月２１日執行扶桑町議会議員一般選挙

候補者

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 　 |
| 作成枚数 | 枚　 |
| 作成金額 | 円　 |
| ポスター掲示場数 | ７０箇所　 |

　備考　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品後直ちに候補者からポスター作成業者に提出してください。

　　　　２　ポスター作成業者が扶桑町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　　　　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、扶桑町に支払を請求することはできません。

　　　　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　　　　（１）枚数

　　　　　　　　ポスター掲示場数

　　　　　（２）限度額

|  |  |
| --- | --- |
| 541円31銭×ポスター掲示場数＋105,416円　　　　　───────────────────　＝単価　　　　　　　　　　ポスター掲示場数 | 1円未満の端数は切上げ |

　　　　　　　　単価×確認された作成枚数＝限度額